

青少年健全育成市民大会 社会を明るくする運動



お出掛けください

青少年健全育成市民大会 社会を明るくする運動市民大会

「社会を明るくする運動強調月間」に基づき、青少年の非行防止と更正を目的に、市内各中学校の代表による「わたしの主張大会」などが開かれます。お気軽にお出掛けください。

- とき 7月15日(土) 午後1時30分から
- ところ 白根学習館 ラスペックホール

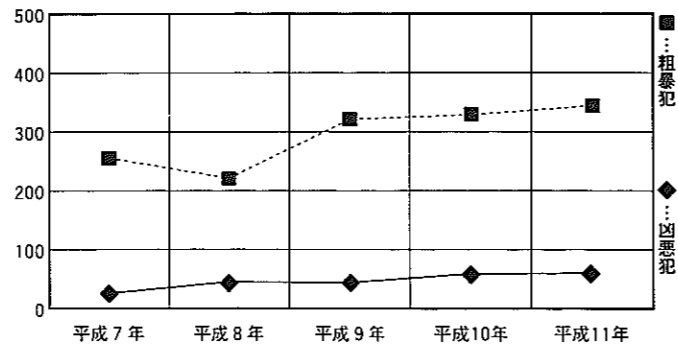
大会日程	
13:30~	開会
13:45~14:00	「社会を明るくする運動」市民大会
14:00~14:10	青少年健全育成に関する顕彰者の表彰
14:10~15:20	わたしの主張大会 (市内の中学生が出演します)
15:30~16:00	アトラクション
16:00~16:20	「わたしの主張大会」の表彰・講評
16:20~16:25	青少年健全育成大会宣言
16:25	閉会

ご家族そろって、ご覧ください

第50回「社会を明るくする運動」の広報映画が、テレビ放映されます。ご家族でご覧ください。

- とき 7月14日(金) 午後5時~5時54分 (新潟総合テレビ)
- タイトル 「その先の光へ」

凶悪犯・粗暴犯の推移



新潟県内の刑法犯少年の検挙・補導数

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
凶悪犯	28	45	45	60	60
粗暴犯	254	229	318	338	347
窃盗犯	2,623	2,788	3,579	2,956	2,056
知能犯	4	8	11	12	8
風俗犯	6	8	14	10	9
その他	462	663	625	564	525
計	3,377	3,741	4,592	3,940	3,005

犯は三百四十七人と三年連続の増加となっており、これは全国的な傾向にあるといえます。検挙・補導された少年の内訳を見ると、最も多かったのは高校生で一千九百九十八人(三十九・九パーセント)、うち女子は四百三十人。次いで中学生の九百九十四人(三十三・一パーセント)、うち女子は二百十人となっています。子どもが非行に走る背景は、いろいろな要因が複雑に絡み合っています。思春期を迎え、親への反発心だったり、受験ストレスだったり、子どもたちが抱えている悩みやストレスが解消されず、はげ口として非行に走ってしまうケ

ケースも多いためです。ひと昔前なら、非行に走りそうな子どもは、普段の態度や行動、服装などにその兆候が現れ、ある程度分かったりやすかったと言えるでしょう。しかし今は、一見、何の問題もないように見える子どもが、突然、非行に走るというケースが非常に多くなっています。ただ、大人にとっては「突然」に見えても、たいていの場合、子どもはそれ以前から問題を抱えています。その兆候は飲酒や喫煙などの問題行動や、表情・態度などに現れているのですが、周囲の大人が気づかないだけなのです。最近では、自分の部屋にこもったり、カラオケボックスやゲームセンターなどで遊んだりする子ども

も多く、子どもの姿は、以前よりも周囲の大人に見えにくくもなっています。このようななかで、子どもの微妙な変化に気づいてあげるためには、大人がもっと子どもに近づいていって、子どもを見つめる。そんな努力が必要です。万一、子どもが非行に陥ってしまった場合、立ち直るためには、本人の強い意志はもちろん、家庭、職場、学校、地域社会の人たちの支援が欠かせません。七月は社会を明るくする運動の強調月間。子どもたちが「いきいき」するために、そして大人も「いきいき」するために、家庭・地域ぐるみで子どもを非行から守りましょう。



第50回 社会を明るくする運動

子どもが「いきいき」するために
大人も「いきいき」するために
家庭・地域ぐるみで
非行防止を

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りに理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。第五十回を迎える今年も「ふれあい対話が築く明るい社会」をテーマに、全国各地でさまざまな行事が行われます。白根市でも七月十五日に白根学習館ラスペックホールで「青少年健全育成市民大会」と「社会を明るくする運動市民大会」が開催されます。地域や家庭の役割を見つめ直す良い機会です。ぜひお出掛けください。

県内の少年非行

新潟県内の刑法犯少年の検挙・補導数は三千五百人で、前年に比べて九百三十五人(二十三・七パーセント)減少しましたが、凶悪犯の検挙・補導数は昨年と同数の六十人。平成に入ってから二年連続の最悪の件数となっているほか、粗暴

凶悪化する少年犯罪

平成十一年度の全国の刑法犯少年の検挙・補導数は、十四万一千七百二十一人と、四年ぶりに減少しました。しかし、凶悪犯(殺人、強盗、放火、婦女暴行)の検挙・補導数は、前年に比べて四十人増加するなど依然として高水準にあり、刑法犯少年に占める割合は、昭和五十二年以降の最高を記録しています。

少年の凶悪犯罪が増加している一方で、少年が同世代の少年による暴行・恐喝を受けたり、児童虐待や児童売春・ポルノ、性犯罪などの大人による犯罪の被害を受けたりする事件も増加しています。平成十一年に少年が被害者となった全国の刑法犯の認知件数は三十一万三千九百八十五件。前年に比べ全体の件数自体は減っていますが、凶悪犯被害、粗暴犯被害の件数はそれぞれ増加しています。また、少年が婦女暴行や強制わいせつなどの性犯罪の被害に遭うケースが急増しています。